町田市告示第 265 号

住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第４項後段の規定により告示する。

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

２０２６年１１月１６日

東京都町田市長　　稲垣　康治

掲示期限：１１月３０日

2026年10月30日職権消除者一覧

No.	住所		氏名	生年月日	性別
1	能ヶ谷2丁目16番3号	コーポヒルサイド　A-1	池田　楓汰	平成18年6月9日	男
2	大蔵町2181番地3	東方ハイツ　201	岩﨑　裕之	昭和60年4月1日	男
3	広袴町658番地1	フェニックス佐藤　209	植松　武史	昭和46年10月8日	男
4	真光寺町1047番地9	コーポサングリーンヒル　210	髙橋　優太	平成15年12月28日	男
5	三輪町1533番地	ドミール斎藤202	田代　博保	昭和38年11月2日	男
6	野津田町3471番地4	TICハイツ　101	井端　リリア IBATA LILIA SONOE TAKII	1978年9月25日	女
7	以下余白				
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
16					
19					
20					

町田市告示第 266 号

住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第４項後段の規定により告示する。

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026 年 11 月 16 日

東京都町田市長　　稲垣　康治

掲示期限：11 月 30 日

2026年10月30日職権消除者一覧

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	相原町　3190番地　都営武蔵岡7-904	池田　千保	昭和54年2月10日	女
2		以下余白		

公示送達書

町田市告示第 267 号
２０２６年１１月１６日

町田市長　稲 垣 康 治

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏　　名	住　　所	送達する書類名	摘　　要
株式会社　伸豊不動産	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3丁目4番16―1号	令和8年（2026年）10月19日付　LV26―103830号　差押調書（謄本）　壱通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限　11月30日

公示送達書

町田市告示第 **268** 号
２０２６年１１月１６日

町田市長　稲 垣 康 治

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏　　名	住　　所	送達する書類名	摘　　要
湯川　将輝	東京都町田市南成瀬5丁目7番地11　パークサイドハイツ成瀬　203	令和8年（2026年）10月7日付　LV26—103424号　差押調書（謄本）　壱通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限　11月30日

公示送達書

町田市告示第 269 号
２０２６年１１月１６日

町田市長　稲 垣 康 治

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏　　名	住　　所	送達する書類名	摘　　要
山口　幹雄	東京都町田市成瀬が丘3丁目30番地24	令和8年（2026年）10月14日付　LV26—103513号　差押調書（謄本）　壱通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限　11月30日